

量子実証モデル事業業務委託仕様書

1 事業概要・目的

川崎市では、次の100年を見据えた量子技術等の最先端コンピューティング分野の「知」と「人材」が集積する新たな拠点形成を実現するため、必要機能の導入による機能更新に向けて、「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」(案)(※)を取りまとめ、新川崎・創造のもりを中核に量子技術を核とした様々な研究開発や教育、実証プロジェクトの創出を通じ、世界の量子イノベーションを先導するエコシステムの形成を目指すとしている。

本事業では、量子コンピューティング技術等を活用し、本市をフィールドに地域の社会課題、行政課題の解決に取り組む実証事業を実施し、市内における量子技術の活用事例を創出し、量子イノベーションパークの取組への参画促進や量子技術の将来活用されるイメージの想起や量子技術への理解と興味・関心、期待感の醸成を図る。併せて、量子技術分野への市内企業の参画を促進するため、量子技術に関連する企業、大学、量子技術業界団体等と連携し、量子技術活用に向けた普及イベント等を開催する。

(※)「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」(案)

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000157350.html>

2 契約条件等

(1) 契約期間

契約日から令和8年3月27日まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

公募型企画提案方式による特命随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

3 量子技術実証事業について

採択件数	2件
経費の支払	最大300万円まで
対象領域	量子技術や将来的な量子技術の活用を見越した、量子技術と接続性の高い量子インスパイア技術、AI技術を活用した市域の社会課題解決に資する実証事業
事業のゴール	・市民や企業が、量子技術の活用先を具体的にイメージできるようになり、量子技術への理解の促進を図ること。 ・量子技術を活用して、生産性向上が図られる身近な実証事例を通じて、量子技術分野への市内企業の参加促進に繋がること。
事業ステージ	事業の実施に係る研究開発が一定程度終了し、事業実施期間中に具体的な実証が完了できる見込みのある事業

※概要は公募時点での想定であり、受注者と協議し、変更する可能性がある。

4 委託業務内容

(1) 実証事業の募集について

ア 実証事業の募集・受付業務

事業者から本市の社会課題・地域課題の解決につながるような、量子技術を活用した課題解決事業のテーマを広く募集し、提案書の取りまとめを行うこと。募集にあたっては、幅広く具体的な提案が集まるよう、本市と協議の上、公募要領の作成やテーマ設定等、募集上の工夫について検討すること。なお、募集はオンラインで申請を受け付けることとする。

イ 実証事業の選定について

企業の選定にあたっては、審査会を開催し、採択事業者を決定すること。実証事業は、1件あたり最大300万円で、2件程度とし、対象経費に定めた開発・実証等に要する経費を採択者に支払うこと。経費の支払いにあたっては、請求書・領収書・納品書等の証憑類の確認を行うとともに、代表申請者等から収支決算報告書を提出させるなど適切に管理すること。

ウ 実証事業の実施中の支援

市内での実証に向けた伴走支援においては、選定された企業と協力し、地域課題解決や、市民生活の向上、企業の生産性の向上等に資するソリューションとなるよう、ビジネス面での助言や事業の進捗管理等、関係機関との連絡調整を行い、開発支援を行うこと。

エ 成果報告会の開催

成果報告会を開催し、実証事業の成果及び進捗を市民や企業に広く発信すること。開催にあたる企画内容については、事業者の提案をもとに、市と協議の上、決定すること。

(2) 普及イベントの企画・運営について

上記の実証事業を含め、本市と関わりのあるSQAI（サステイナブル量子AI研究拠点）やQ-STAR（一般社団法人量子技術による新産業創出協議会）等のアカデミアや量子コンピューター関連企業、量子技術業界団体等と連携して、量子技術活用に向けたセミナーやマッチングイベントを1回以上開催し、産学連携の推進や市内中小企業の量子分野への参入促進、市内外の量子関連企業のネットワーク形成を図ること。

ア イベントの企画・立案

本市がネットワークを有する企業・大学、受託者が有するネットワークを活用し、イベントの企画・立案、講師の選定について、本市と協議の上、決定すること。なお、講師への謝金の支払は受託者が行うこととする。

イ 受講者募集広報

実施にあたっては、チラシデータを各回作成し、受託者がネットワークを有する周知先に広報を行うこと。

ウ イベントの運営

イベントの会場設営、撤去、受付業務を行うこと。会場は本市が所有する新川

崎・創造のもりやK-NIC（いずれも使用料無料）で実施することとし、不足する備品や機器があった場合には、受託者のもとで調達すること。

5 成果物の提出

成果物については電子データで提出すること

- (1) 参加者リスト（連絡先等含む）
- (2) 報告書

6 その他

- (1) 事業の実施にあたっては本市が取り組む量子イノベーションパーク実現に向けた開発・実証・教育関連の事業や新川崎・創造のもりの機能更新に関する取組、本市が参画している東京大学を代表機関とする拠点〔名称：サステナブル量子AI研究拠点（SQAI）〕における、新川崎サテライト拠点等と連動して実施することを想定し、必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な事業が実施されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本市との連絡会議を実施するなど、十分に協議検討を行うこと。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (4) 受講者の個人データ及び回収したアンケート等については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (5) 業務終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。また、回収したアンケート等は適切に処分すること。
- (6) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (7) かわさき新産業創造センター会議室を確保する必要があるため、日程調整等にあたっては本市と連携しながら実施すること。
- (8) 参加者の受講料等は無料を基本とするが、事前に本市に承諾を得た上で交流会代等の実費相当額を徴収することを可とする。
- (9) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。